

## 第11回 総会議事録

- 1 開催の日時 平成30年5月29日(火) 午後2時05分～午後3時00分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 防災センター
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第68号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- 議 第69号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第71号 非農地確認について
- 議 第72号 松江市農用地利用集積計画の決定について

- 報告第21号 会長専決処分の報告
- 報告第22号 事務局長専決処分の報告

- 4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 宮廻 彰夫(出)  | 2番 富士本 数彦(出) | 3番 高橋 裕典(出)  |
| 4番 青砥 芳美(出)  | 5番 磯部 美津子(出) | 6番 勝田 達雄(出)  |
| 7番 須山 真史(出)  | 8番 永江 りえ(出)  | 9番 矢野 秀行(出)  |
| 10番 清水 秋廣(出) | 11番 足立 裕子(出) | 12番 吉岡 雅裕(出) |
| 13番 榎原 篤(出)  | 14番 渡部 文明(出) | 15番 吉岡 幸雄(出) |
| 16番 岸本 定朝(出) | 17番 浅野 真治(出) | 18番 古藤 一郎(出) |
| 19番 三島 進(出)  |              |              |

- 5 事務局職員出席者

農業委員会

- |        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 事務局長   | 豊島 耕  | 農地係副主任 | 高尾 祥和 |
| 農地係長   | 浅野 剛志 | 農地係主事  | 伊藤 謙  |
| 農地係主幹  | 大田 和孝 |        |       |
| 農地係主任  | 野津 慎一 |        |       |
| 農地係副主任 | 成瀬 夏希 |        |       |

## 6 会議内容

議長  
(三島会長)

ただいまから、第11回松江市農業委員会総会を開会いたします。

最初に、出席委員数を確認します。本日、欠席届の提出は、ございません。委員定数19名に対し、19名全員が出席です。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。3番の高橋委員、4番の青砥委員にお願いします。次に、本日の総会の書記を任命します。事務局の成瀬副主任と伊藤主事をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議第67号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案朗読)

それでは、議第67号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2頁と併せて『農地法第3条説明資料』をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は10件25筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それではまず、5番の案件からご説明します。申請は、秋鹿町の田2筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、労力不足と市街在住によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、経営規模の拡大の拡大を図るものです。譲受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、6番の案件についてご説明します。申請は、東生馬町の田3筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、譲り渡し人からの要望によるものです。譲受人の世帯は、田植え機、トラクタ、コンバイン、ローラー等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。なお、議案の中で譲渡人の耕作面積が0㎡とありますが、これは所有されている当該の田3筆すべてを今回の譲受人に貸し付けていたためです。

続いて、7番の案件についてご説明します。申請は、朝酌町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、隣地に自作地があり、一体利用が見込めるためです。譲受人の世帯は、トラクタ、田植え機、管理機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、8番の案件についてご説明します。申請は、朝酌町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、経営規模の拡大を図るものです。譲受人の世帯は、トラクタ、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、柑橘類を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、9番の案件についてご説明します。申請は、大井町の畑1筆を交換されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、圃場整備事業による未登記物

件を国土調査により交換するものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、譲り渡し理由と同様です。譲受人の世帯は、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、お茶を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、10番の案件についてご説明します。申請は、矢田町の田8筆と畑2筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、経営規模の拡大を図るものです。譲受人の世帯は、バックホー、移動クレーン車、ダンプカー等の農業用機械を所有されております。取得後は、花木を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、11番の案件についてご説明します。申請は、矢田町の田2筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、新規事業の拡大を図るものです。譲受人の農地所有的確法人は、耕運機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、12番の案件についてご説明します。申請は、東忌部町の田1筆と畑2筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、譲り渡し人からの要望によるものです。譲受人の世帯は、田植え機、トラクタ、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、13番の案件についてご説明します。申請は、八束町遅江の畑1筆を交換されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、交換によるものです。譲受人の世帯は、トラクタ、田植え機、管理機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、芍薬を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、14番の案件についてご説明します。申請は、八束町馬渡の畑1筆を交換されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、交換によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、譲り渡し人の要望によるものです。譲受人の世帯は、トラクタ、田植え機、管理機等の農業用機械をリースされています。取得後は、牡丹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長  
1 4 番 委 員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。1班14番委員。

14番です。5月16日に、1班6名で現地調査いたしました。3条の10件全て現地を視ましたが、事務局の説明のとおりでして、いずれもきちんと管理されているもので、許可相当であると確認いたしました。以上です。

議 長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 議                | 長 | <p>ないようでございますので、採決いたします。議第67号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>  |
| 議                | 長 | <p>ご異議なしということですので、議第67号は原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に議第68号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。なお、本案件と議第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の番号6番は関連する案件でございます。よって、議第69号の番号6番を併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>  |
| 議<br>事<br>務<br>局 | 長 | <p>ご異議なしということですので、議第69号の番号6番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、議第68号の「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請」の1番と、関連案件であります議第69号の「農地法第4条許可申請」の6番について、併せてご説明いたします。</p> <p>まず、初めに、事業計画変更承認申請の1番について説明いたします。議案の6ページをご覧ください。本案件は、玉湯町玉造の2筆について平成27年5月15日にパン工場、運動場、駐車場の目的で5条許可を受け、既に所有権移転及び土地造成が完了しているものです。転用事業者に変更はありませんが、事業の見直しによりパン工場の計画が中止となり、かわって放課後デイサービス事業所を建築することとなったことから、今回事業計画変更承認申請が提出されたものです。</p> <p>続いて、この事業計画変更承認申請に関連する転用許可申請の4条6番について、説明いたします。議案8ページおよび説明資料をご覧ください。事業者はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町玉造の2筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は放課後デイサービス事業所、運動場、駐車場です。転用面積は1,866㎡で、所要面積は周辺の雑種地等を含む4,067㎡です。事業計画ですが、先ほど説明しましたとおり、申請地に放課後デイサービス事業所を建築し、あわせて駐車場の整備及び運動場の拡張を行うものです。事業の詳細については、記載のとおりです。以上で、事業計画変更承認申請1件及び4条許可申請1件について、説明を終わります。</p> <p>なお、本案件につきましては、転用事業者に変更はなく、事業内容の一部変更であることから現地調査は省略しております。</p> <p>また、上程しました4条許可申請1件につきましては、農地法第4条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いします。</p> |
| 議                | 長 | <p>それでは、これらの案件は、現地調査は行われていないということです。ついては、これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>  |
| 10番委員            | 長 | <p>10番です。従来の計画に変わり、放課後デイサービス事業所を建築するということがありますが、放課後デイサービス事業所とは、どのようなものですか。</p>   |
| 議                | 長 | <p>事務局より、説明をお願いします。</p>  |

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| 事<br>務<br>局        |  | この放課後デイサービス事業所は、障がい者支援施設に併設されるもので、障がいをお持ちの児童、主に小学生と聞いていますが、学校の授業が終わった後、こちらに通って、親御さんが迎えに来られるまで、サービスを受けられます。一般的には、放課後の、学童保育や児童クラブに相当するもので、障がいをお持ちの児童におかれましては、この障がい者支援のサービスが受けられます。主に、玉湯町内の方が通ってこられるようです。   |
| 1 0 番 委 員<br>事 務 局 |  | これらの児童の送迎は、どのようにされますか。<br>この玉湯町玉造の障がい者支援施設には、既に高齢者用の施設もありまして、そのサービスに使用するバスがあります。このバスを使われるように聞いています。  |
| 1 0 番 委 員<br>議 長   |  | はい、わかりました。<br>はい、それでは、ほかにご意見・ご質問はありませんか。<br>(なしの声)   |
| 議 長                |  | ないようでございますので、採決いたします。<br>議第69号の番号6番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第68号は原案のとおり承認することに、また、議第69号の番号6番は原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか<br>(異議なしの声)  |
| 議 長                |  | ご異議なしということですので、議第68号は原案のとおり承認することに、議第69号の番号6番は原案のとおり許可することに決めます。<br>次に、議第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の番号7番を上程します。事務局の説明をお願いします。  |
| 事 務 局              |  | (議案朗読)<br>それでは、4条の7番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は墓地です。転用面積は9.99㎡、所要面積も同様の9.99㎡です。事業計画ですが、現在の墓地が山中にあり管理が困難なため、申請地に墓地を移設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。<br>なお、本件は墓地案件であることから現地調査は省略しております。<br>以上、上程しました4条1件につきましては、農地法第4条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いします。 |
| 議 長                |  | 4条の7番については現地調査は行われていないということです。ついては、これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。<br>(なしの声)   |
| 議 長                |  | ないようでございますので、採決いたします。<br>議第69号の番号7番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第69号の番号7番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか<br>(異議なしの声)   |
| 議 長                |  | ご異議なしということですので、議第69号の番号7番は、原案のとおり許可することに決めます。<br>次に、議第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程し   |

ます。事務局の説明をお願いします。

(議案朗読)

それでは、議第70号、今月の農地法第5条の許可申請について、ご説明します。

5条の18番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は古曾志町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は2種農地です。転用目的は分家住宅です。転用面積、所要面積ともに421㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し分家住宅を建築するものです。その他詳細・資金計画についてはご覧のとおりです。

5条の19番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の2筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は2種農地です。転用目的は建売住宅です。権利の種類はご覧のとおりです。転用面積、所要面積ともに336㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を造成し建売住宅2棟を建築するものです。その他詳細・資金計画についてはご覧のとおりです。なお、5月16日に農業委員会での現地調査を実施しました際に、今回の申請地の南側に隣接する、譲渡人名義の農地につきまして、広範囲にわたり事業用の作業場、資材置場として使用されていることを確認いたしました。このことにつきましては、利用実態に応じた転用の手続きを行っていただくよう譲渡人に申し入れております。

5条の20番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は西尾町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は2種農地です。転用目的は駐車場です。転用面積、所要面積ともに775㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を造成し駐車場として整備するものです。その他詳細・資金計画についてはご覧のとおりです。

5条の21番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の2筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地です。転用目的は駐車場です。転用面積、所要面積ともに6.60㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を店舗の来客用駐車場として昭和56年より使用していたもので、追認案件となり始末書が提出されております。事業の詳細についてはご覧のとおりです。

5条の22番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は八束町江島の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地です。土地利用計画との調整ですが平成30年3月16日農振除外内示済みと記載されておりますが、平成30年5月21日付けで農用地からの除外済となりましたので訂正をお願いいたします。転用目的は進入路、駐車場、庭です。転用面積、所要面積ともに306㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を自宅への進入路、駐車場、庭として平成12年ごろより使用していたもので追認案件となり始末書が提出されております。事業の詳細についてはご覧のとおりです。

5条の23番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は野原町の2筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は2種農地です。転用目的は現場事務所、資材置場、駐車場です。転用面積、所要面積ともに900㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を島根県発注の公共工事のための現場事務所、資材置場および駐車場として一

時転用するものです。その他詳細・資金計画についてはご覧のとおりです。

5条の24番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的は現場事務所及び駐車場です。転用面積は919㎡、所要面積も同様の919㎡です。許可該当条項は農地法施行令第10条第1項第1号で、農用地区域内で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。権利の種類はご覧のとおりで、一時転用期間は平成30年7月31日までです。事業計画ですが、忌部川護岸工事のため、申請地を現場事務所及び工事関係者用駐車場として一時転用するものです。なお、本申請地につきましては、平成27年12月から同様の目的のために継続して一時転用されており、今年の12月で3年となることから、これ以上の延長は行わないことを確認しています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の25番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の2筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は農用地区域となります。土地利用計画との調整ですが平成30年5月2日に用途変更の手続き済みでございます。転用目的は生産加工場です。許可該当条項は農地法第5条第2項のただし書で、農業用施設の設置における不許可の例外事項に該当いたします。転用面積、所要面積ともに3,643㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地に菌床しいたけの生産、加工施設を設置するものです。その他詳細・資金計画についてはご覧のとおりです。

5条の26番について説明いたします。貸人、借人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町上講武の2筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地です。転用目的は工事資機材置場です。転用面積、所要面積ともに259㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を島根県発注の公共工事のための工事資機材置場として一時転用するものです。その他詳細・資金計画についてはご覧のとおりです。

5条の27番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりで、借人は貸人の孫です。転用場所は八雲町西岩坂の3筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、八雲支所から300m以内に位置することから、第3種農地と判断いたしました。転用目的は個人住宅です。転用面積は433㎡、所要面積も同様の433㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、個人住宅を建築するものです。また、住宅の建築にあたり調査したところ、既存の離れが一部農地にまたがって建築されていたことが判明したことから、一部追認案件として始末書が提出されております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の28番について説明いたします。貸人、借人はご覧のとおりです。借人は貸人のお孫さんにあたります。転用場所は八束町寺津の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は申請地沿道には上下水道管敷設されていること、さらに500m圏内に二つの教育施設があることから3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成30年5月21日付けで農用地からの除外済となっております。転用目的は分家住宅です。転用面積、所要面積ともに219㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を造成し分家住宅を建築するものです。その他詳細・資金計画についてはご覧のとおりです。

5条の29番について説明いたします。貸人、借人はご覧のとおりです。借人と貸人は親子関係にあたります。転用場所は八束町遅江の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地です。土地利用計画との調整ですが、平成30年5月21日付けで農用地からの除外済となっています。転用目的は分家住宅です。転用面積、所要面積ともに223㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を造成し分家住宅を建築するものです。その他詳細・資金計画についてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条12件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長  
1 4 番 委 員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。14番委員。  
14番委員です。同じく、16日に現地調査を行いました。22番、28番、29番の3件は、以前、農振除外の際、現地確認がなされていますので、それ以外の9件について、調査しています。19番は、既に土木資材が煩雑に置かれていましたので、事務局を通じ、指導することにいたしました。24番は、期限を守って、終わり次第すみやかに農地に復元するよう指導することにします。25番は海岸沿いで、東風が強い時に塩水がかぶるため、農地としては不向きであると判断しました。その他は、事務局の説明のとおりでして、結果として、9件全て、1班で相談の上、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。  
初めに、議第70号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である番号18番から24番及び26番から29番の計11件を採決します。議第70号のうち、番号18番から24番及び26番から29番の計11件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第70号のうち、番号18番から24番及び26番から29番の計11件は、原案のとおり許可することに決めます。  
次に、議第70号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる番号25番、1件を採決します。議第70号のうち、番号25番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第70号の番号25番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。

次に、議第71号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

(議案朗読)  
議第71号の「非農地確認について」を、ご説明いたします。議案と『非農地確認について』の説明資料を併せご覧ください。今月の非農地証明願は、2件8筆です。  
まず、番号1番について説明します。土地の所在は、秋鹿町の市街化調整区域、農用地区域外の田2筆と畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご

説明します。申請地は、国道431号線から秋鹿本谷線を北に200メートル進み、井神谷高原線を北北東に150メートル進んだ後、高原本谷線を北西に50メートル進んだ地点の西側に位置しており、労力不足により昭和40年ごろから耕作放棄され、現在は竹等が繁茂し竹林化しており、農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、松崎豊治農地利用最適化推進委員です。

次に、番号2番についてご説明します。土地の所在は、宍道町白石の都市計画区域外、農用地区域外の田2筆と畑2筆で、申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、国道9号線から国道54号線を南に1.2km進みセブンイレブン宍道大森店前の交差点を左折し、そのまま広域農道を北東に2.5km進んだ地点の右手にあるわき道を10メートル進んだ地点の南側に位置しており、平成10年ごろから耕作放棄され、竹林、山林化しており、耕地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、伊原伸一農地利用最適化推進委員です。

以上、ご報告しましたとおり、いずれも当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

長 それでは、実際に現地の確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。

議 務 局

現地確認した際の現地の状況です。

先ず番号1番の案件ですが、4月23日に申請者の代理人の立ち合いの下、松崎豊治農地利用最適化推進委員と、事務局の伊藤・高尾とで、現地確認を行いました。現地は、進入路に雑草、雑木が生い茂り、農業用機械の搬入も困難な状態で、該当地も竹林化し、周辺の山林と一体化しており、今後再生利用することは困難な状況です。

次に番号2番の案件ですが、4月9日に申請者と伊原伸一農地利用最適化推進委員と事務局の伊藤・高尾とで現地確認を行いました。現地は、20年前ごろから耕作放棄され、進入路周辺にも雑木や竹が繁茂しており、農業用機械の搬入も著しく困難な状況です。該当地についても、耕作放棄によって雑草、雑木が繁茂しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。

現地の確認についての報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの概要説明と現地確認の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決します。議第71号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第71号は原案のとおり確認することに決めます。

次に議第72号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

議 務 局

(議案朗読)

それでは議案72号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。

はじめに農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1は大野地区の更新案件です。利2は秋鹿地区の新規案件です。利3から利4は生馬地区の更新案件です。利5は法吉地区の更新案件です。利6は朝酌地区の新規案件です。利

7は本庄地区の新規案件です。利8から利10は大庭地区の案件で、このうち利8が新規の案件です。利11から利12は鹿島地区の案件で、利11が新規の案件です。利13から利19は八雲地区の更新案件です。利20は宍道地区の更新案件です。

以上、今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田45,427㎡、畑2,932㎡、合計面積48,359㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1は古江地区の機構転貸で、新規の案件です。転2は古江地区のJA転貸で、更新案件です。転3から転4は生馬地区の機構転貸で、新規の案件です。転5は乃木地区のJA転貸で、新規の案件です。転6から転8は宍道地区の機構転貸で、新規の案件です。

以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田12,287㎡、畑404㎡、合計面積17,691㎡となります。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第72号は原案のとおり決定することに決めます。

次に、報告に入ります。報告第21号「会長専決処分の報告」、報告第22号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事 務 局 (報告)

長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

議 長 以上で議事を終了しましたので、第11回松江市農業委員会総会を閉会いたします。